

高山市教育振興基本計画の見直しについて

1. 計画の位置づけ

- ・教育基本法、社会教育法、スポーツ基本法及び文化芸術振興基本法に基づき、教育・生涯学習・スポーツ・文化芸術の観点から人づくりの根幹を支える計画
- ・本市の教育を総合的かつ計画的に推進するため、目標や基本的方向を明らかにする計画

2. 見直しの理由

- ・現行計画の計画期間が平成26年度で終了
- ・第八次総合計画をはじめとする各種計画との整合

3. 計画期間

- ・平成27年度～平成31年度（5年間）

4. 見直しのポイント（詳細別紙）

- (1) 国が策定した教育振興基本計画、県が策定した教育ビジョンの方向性との整合
- (2) 生涯学習、スポーツ、文化芸術等の分野について、人づくりや地域づくりを一層推進する観点から、教育にかかる総合的な計画として策定

5. 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 高山市教育委員会、高山市文化財審議会、高山市社会教育委員、高山市スポーツ推進審議会への協議
- (3) 計画の公表